

広島県公立大学法人における研究費の不正防止計画

平成19年11月13日
(平成20年1月1日施行)
(平成27年4月1日改正)
(令和3年4月1日改正)
(令和5年1月10日改正)
(令和6年4月1日改正)

第1 趣旨

本法人における研究費の適正な使用を徹底するため、広島県公立大学法人研究費不正使用防止対策取扱規程（以下「規程」という。）第4条の規定により、次のとおり「不正防止計画」を作成する。

第2 不正防止計画

1 研究費の適正な運営

(1) 啓発活動の実施

啓発活動は四半期ごとに実施する。

(2) コンプライアンス教育の実施

ア 規程第3条第5項第2号に規定するコンプライアンス教育は、原則、毎年度4月に、各キャンパスで実施するものとする。

イ 新規採用職員等については、各キャンパスで、随時、コンプライアンス教育を実施するものとする。

ウ コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講状況を確認するとともに、受講者の理解度について把握に努める。

(3) 教職員に対する誓約書提出の請求

ア コンプライアンス推進責任者は、規程別表に定める所管部局等の教職員に対し、別紙様式1の誓約書の提出を求めるものとする。

イ 新規採用職員等については、採用や人事異動等の時期に、誓約書の提出を求めるものとする。

ウ コンプライアンス推進責任者は、誓約書を取りまとめ、財務課長（庄原・三原キャンパス及び叡啓大学の学部等については総務課長）へ提出するものとする。

エ コンプライアンス推進責任者は、誓約書の未提出者を把握し、提出について働きかけるものとする。

(4) 学生に対する研究費に係るルールの周知

研究費から謝金、旅費等の支給を受ける学生に対し、ルールの周知を行う。

(5) 研究費に係る執行条件の厳格度に応じた管理

ア 個別の研究費について、契約書や経理要領等により特に厳格な執行条件がある場合は、関係教職員間であらかじめ条件の確認を行うものとする。

イ 個別の研究費の執行条件の厳格度について、会計システム上の表示により判別できるようルール化し、執行事務の際に注意喚起するものとする。

ウ 執行管理上、特に必要がある場合は、教員による物品等発注制度に制限を設けるものとする。

2 研究費の適正な管理

(1) 予算執行の把握

- ア コンプライアンス推進責任者は、教職員の研究費に係る予算執行状況を、随時、確認するものとする。
- イ コンプライアンス推進責任者は、教職員に対し、必要に応じて、予算執行等に関する助言ができるものとする。

(2) 発注・検収の方法

ア 物品及び経費の発注・検収

本法人における物品及び経費の発注から検収までの業務は、基本的に全て本部財務課、庄原・三原キャンパス及び叡啓大学総務課（以下「財務課等」という。）職員が行う。また、教員による物品等発注制度により教員が発注した物品等についても、検収について同様の方法とする。

なお、広島県公立大学法人会計事務取扱規程第31条の規定により、立替払いが認められた場合であっても、財務課等職員により検収を行うものとする。

イ 旅行の事実確認

県外又は宿泊を伴う出張の場合は、復命書に乗車券の領収書、搭乗券の半券、宿泊先の領収書等、旅行の事実を確認できる書類を添付するものとする。

ウ 報酬の事実確認

主に学生アルバイトについては、業務開始前に、報酬の支払対象者である学生本人が報酬依頼書を財務課等に持参することにより、本人確認を行う。

また、業務終了後は、学生本人が出勤表を添付した報酬報告書を財務課等へ持参し、財務課等職員が業務内容等について直接事実確認するものとする。

エ 上記のほか、物品等の検収方法や提出書類等は、概ね別表のとおりとする。

(3) 換金性の高い物品管理について

広島県公立大学法人物品管理規程で管理対象外となる少額の物品についても、パソコン等の換金性の高い物品については、管理用シールの貼付や台帳による管理を実施し、適切に管理するものとする。

(4) 取引業者からの誓約書の徴取

本法人と取引を行う業者に対し、別紙様式2の誓約書の提出を求めるものとする。ただし、次の者は徴取の対象から除外する。

- ・国、地方公共団体、地方独立行政法人等の公的機関
- ・学校法人
- ・国際組織、外国企業等（国内事業所がある場合は、徴取対象）
- ・電気・ガス・水道・通信・郵便事業者等公共サービス提供事業者
- ・弁護士・特許・税理士事務所等
- ・電子商取引の形態を採用している業者
- ・商取引の相手方ではない個人（謝金・報酬等対象者）
- ・その他、本件対象になじまない業種等

3 不正を発生させる要因の把握

コンプライアンス推進責任者は、他大学等の研究費不正使用の事例や、不正の発生要因の把握、不正防止対策事例等を調査するとともに、教職員への普及啓発に努めるものとする。

(様式1-1)

(教員用)

研究費の使用にあたっての誓約書

広島県公立大学法人理事長 様

(自 署)

私 _____ は、研究を遂行するにあたり、本法人の会計規程等の研究費使用ルールを遵守いたします。

また、これらの経費の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、研究費に係るコンプライアンス及び研究者としての行動規範を遵守し、不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことも理解しています。

令和 年 月 日

所 属 名 称
(学部学科等)

氏 名

Ⓜ

(様式1-2)

(事務職員用)

誓約書

広島県公立大学法人理事長 様

(自 署)

私 _____ は、研究に係る経費執行にあたり、本法人の会計規程等を遵守いたします。

また、これらの経費の全部または一部が国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、研究費に係るコンプライアンスを遵守し、不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、それらに反した場合は、処分と法的責任を負うことも理解しています。

令和 年 月 日

所 属

氏 名

Ⓜ

(様式2)

広島県公立大学法人理事長 様

誓約書

当社及び当社の従業員は、貴法人の教育・研究活動が、社会からの信頼と負託を前提として行われ、公共的かつ公益的な使命を担っていること、並びに、貴法人の研究費をはじめとする運営費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金及び財団・企業等からの助成金・寄付金等によって賄われており、貴法人が適正な資金執行に努めなければならないことを理解し、貴法人との取引において、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

万一、これに違反した場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

記

- 第1 国内外の関係法令及び貴法人が定めた「会計規程」、「会計事務取扱規程」、「契約事務取扱規程」等を遵守します。
- 第2 貴法人の教職員から預け金等の不正経理、若しくは、法令違反につながる不正行為を要求された場合には、断じて応じないとともに、貴法人の公益通報制度に基づき速やかに通報します。
- 第3 貴法人の監査等に際し、必要な場合は、貴法人の求めに応じて、関係の取引帳簿等を開示します。
- 第4 貴法人との取引において知り得た個人情報、機密情報等を、業務中、業務外、あるいは在職中、退職後を問わず、第三者に漏洩又は開示しません。

令和 年 月 日

住 所
社 名

代表者職氏名

⑨

様式2「誓約書」作成上の注意点

1 誓約者について

原則として法人代表者となりますが、支店等責任者でもかまいません。
社内事情により、いずれの名義でも提出ができない場合は、取引担当者による誓約も可能です。その場合は、取引担当者自署及び社印押印としてください。また、取引担当者の交代時、再度提出が必要です。

2 押印や電子署名について

電子認証された電子署名で作成される場合は、電子署名での提出でよいです。
それ以外の場合は、1の誓約者による代表者印等の押印をしてください。

3 誓約書の提出方法について

電子署名で作成された誓約書はメール提出としてください。
それ以外の場合は、原本を提出してください。